

社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会表彰規程

平成17年2月11日制 定

平成19年9月13日一部改正

平成22年6月15日一部改正

令和 4年6月16日一部改正

(趣 旨)

第1条 社会福祉の推進に長年にわたり活動を続け、その功績顕著な者および社会福祉活動に協力援助した功績顕著な者に対して、東近江市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）がこれを表彰し、または感謝の意を表すときはこの規程による。

(表彰および感謝の方法)

第2条 表彰または感謝は、表彰状または感謝状を贈ることによって、これを行う。ただし、金品を併せて贈ることができる。

第3条 功労者の認定および表彰または感謝の方法の選択は、会長が行う。

(表彰の対象)

第4条 会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員でその功績が顕著な者
- (2) 社会福祉協議会、社会福祉施設および福祉団体等（以下「社会福祉施設等」という。）の役員および職員でその功績が顕著な者
- (3) 多年にわたり社会福祉の向上に努め、その功績が顕著な者（以下「援護功労者等」という。）
- (4) ボランティアまたはボランティアグループとして社会福祉活動に積極的に参画協力し、その功績が顕著な者または団体
- (5) 地区社会福祉協議会または福祉団体（以下「福祉団体等」という。）で社会福祉活動が優良であって他の模範と認められるもの
- (6) 社会福祉活動等が特に優秀な福祉活動推進校
- (7) その他会長が表彰を適当と認めるもの

(表彰の資格)

第5条 表彰に該当するものの資格は、次の各号のいずれかに定める条件を具備するものの中から選考する。

- (1) 民生委員・児童委員 在職期間が9年以上のもの
- (2) 社会福祉施設等の役員および職員 在職期間が10年以上のもの

- (3) 援護功労者等 活動歴が10年以上のもの
- (4) 個人ボランティア 活動歴が8年以上のもの
ボランティアグループ 活動歴が5年以上のもの
- (5) 福祉団体等 活動歴が10年以上のもの
- (6) 福祉活動推進校 活動歴が5年以上
- (7) その他会長が表彰を適当と認めるもの

(感謝の対象)

第6条 会長が感謝の意を表するものは、次に定めるものを対象とする。

- (1) 本会の役職に準じ、その功績が顕著なもの
- (2) 本会および善意銀行に多額の金品を寄付した個人または団体
- (3) その他会長が感謝の意を表するに適当と認めるもの

(感謝の資格)

第7条 感謝に該当するもののうち、金品の寄付に関する資格は、次の各号のいずれかに定める条件を具備するものうちから選考する。

- (1) 年間5万円以上の金品を寄付したもの
- (2) 年間1万円以上5年間継続して金品を寄付したもの

(継続、従事年数の算定)

第8条 被表彰候補者の勤続、従事年数の算定は次のとおりとする。

- (1) 勤続年数の算定期間は、当該年度表彰日現在で算定するものとする。ただし、民生委員児童委員功労者に関しては、同委員の改選年度に限り11月30日現在で算定することができる。
- (2) 在職期間が中断されている場合および断続的に事業を行っている場合は、その期間を通算するものとする。

(除外条件)

第9条 第5条、第6条の資格を有するものであっても、次の各号の1に該当するものはこれを除外する。

- (1) 社会福祉事業関係で藍綬褒章または黄綬褒章を受けたもの
- (2) 滋賀県知事、厚生労働大臣から社会福祉事業功労者として表彰を受けたもの
- (3) 滋賀県社会福祉協議会長または全国社会福祉協議会長から社会福祉事業功労者として表彰を受けたもの

2 第4条各号のいずれかに掲げる表彰を受けたものは、同じ表彰内容での表彰を受けることができない。

(表彰・感謝の推薦)

第10条 第5条および第6条の規定に該当する個人および福祉団体等があるときは、別に定めるそれぞれの推薦書を添付のうえ、会長に推薦するものとする。

(表彰・感謝の決定)

第11条 表彰および感謝の決定は、被表彰者選考委員会に諮り決定する。

2 本会に被表彰者選考委員会を設け、前項に定めた被表彰者の選考を行う。

(その他)

第12条 表彰を受けるものが表彰前に死亡したときは、その者が受けるべき表彰状または感謝状ならびに金品は、その遺族に贈るものとする。

附 則

1. この規程は、平成17年2月11日から施行する。

2. この規程により表彰・感謝の推薦の際、本規程第4条、第5条、第6条、第7条に該当する個人、団体等の活動期間や内容は、旧八日市市、旧永源寺町、旧五個荘町、旧愛東町、旧湖東町での活動を通算するものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年1月1日から施行する。

2. この規程により表彰・感謝の推薦の際、本規程第4条、第5条、第6条、第7条に該当する個人、団体等の活動期間や内容は、旧能登川町、旧蒲生町での活動を通算するものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年9月13日から施行する。

2. この規程は、平成22年6月15日から施行する。

3. この規程は、令和4年6月16日から施行する。